

久留米市公告第198号

令和7年度久留米市役所本庁舎什器入替業務について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年7月24日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：令和7年度久留米市役所本庁舎什器入替業務委託
- (2) 履行場所：久留米市城南町15番地3
- (3) 業務内容：別紙「令和7年度久留米市役所本庁舎什器入替業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和7年11月30日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：非公開
- (6) 最低制限価格：無
- (7) 支払条件：前払金 無
部分払 無

2 入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 久留米市内に本社（本店）又は支店・営業所等（個人の場合は事業所等）があり、久留米市競争入札参加有資格者名簿（規則第16条第3項に規定する久留米市物品供給業者有資格者名簿（以下、「名簿」という。）の登録業種に「事務機器・什器」で登載されている業者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

- (1) 契約条項を示す場所：13 事務局
- (2) 仕様書等の入手場所：市ホームページからダウンロード
ダウンロード先 久留米市ホームページトップ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > その他一般競争入札 >

【募集】令和7年度久留米市役所本庁舎什器入替業務委託

(URL <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>)

4 入札の方法

- (1) 入札参加を希望する場合は、入札書（様式第1号）を、封筒に封入すること。

(2) (1) の封筒を一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。

締切日時：令和7年8月4日（月）午後5時15分（必着）

指定場所：〒830-8520 久留米市城南町15-3

久留米市役所総務部財産管理課

(3) (1) の封筒には、表面に業務名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。

(4) 入札の方法等については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 入札の方法は、総価入札とし、入札書記載金額は、仕様書に記載している一切の経費を含んだ総額であること。

イ 入札書の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税、地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載すること。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

ウ 入札書は指定する様式（様式第1号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、登録印を押印すること。

(5) 応札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

5 入札の辞退

入札書郵送後に辞退をする場合は、開札前までに久留米市総務部財産管理課に「入札辞退届」を提出すること。（様式は市のホームページからダウンロードしてください）

6 入札書引き換えの禁止

入札者は、その提出した入札書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引換えを認める。

7 開札日時及び場所

(1) 日時：令和7年8月6日（水）午前10時00分

(2) 場所：久留米市庁舎7階東会議室

(3) 立会：開札の立ち会いをしようとする者は、開札時間までに開札場所に参集すること。

なお、入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。

8 落札者の決定

開札を行った結果は、次に掲げるとおり決定する。

(1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、その者が複数となった場合には、くじにより落札者を決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札者がいない場合は、再度の郵便入札

を行うことができるものとする。ただし、再度の入札で落札しない場合は入札不調とする。

(3) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第7条第3号により免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は減免する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき
- (2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- (3) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- (4) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき
- (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- (6) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- (7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

11 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和7年7月28日（月）午後5時15分まで
- ② 受付場所：13 事務局
- ③ 質問の提出方法：
FAXにより提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。
- ④ 質問に対する回答：
令和7年7月30日（水）までに質問者にファックスで回答する。また、必要に応じて本市ホームページ上に掲載する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して、6日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日にあたるときは、当該休日の翌日まで）に契約締結の手続きを行うこと。

12 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

13 事務局

久留米市 総務部 財産管理課

住所：久留米市城南町15-3 市庁舎7階

電話：0942-30-9059

FAX：0942-30-9706